

令和 6 年度

税制改正のあらまし



はしがき

令和6年度税制改正に関する「所得稅法等の一部を改正する法律」「地方稅法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、公布・施行されました。

法人稅關係では、物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に広げ、効果を深めるため「賃上げ促進稅制」が強化されました。また、交際費課稅の飲食費基準が見直されたほか、中小企業向けの特例措置が延長されました。

所得稅關係では、デフレ完全脱却のための一時的な措置として「所得稅・個人住民稅の定額減稅」が実施されるほか、子育て支援の觀点から「子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充」「子育て世帯等に対する住宅リフォーム稅制の拡充」が図られました。

資產稅關係では、新型コロナの影響が長期化したことを踏まえ「法人版事業承継稅制における特例承継計画の提出期限」が延長されたほか、「直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与稅の非課稅措置の見直し」が行われました。

消費稅關係では、事業者の実務に即し「仕入稅額控除に係る帳簿の記載事項の見直し」「簡易課稅適用者等の経理処理方式の見直し」が図られました。

その他、「外形標準課稅の適用対象法人の見直し」「GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上」などが講じられています。

本書は、令和6年度税制改正の中でも、法人会会員に關係のある項目をコンパクトにわかりやすく解説いたしました。会員の皆様の経営や稅務においてお役に立てば幸いです。

令和6年5月

公益財団法人 全国法人会総連合

ち　　じ　　ぶ

目　　次

I 法人税関係

1 賃上げ促進税制の強化	4
(1) 中小企業	4
(2) 中堅企業・大企業	5
2 交際費課税の飲食費基準の見直しと特例措置の延長	7
3 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の見直し	8
4 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充と延長	9
5 イノベーションボックス税制の創設	10
6 カーボンニュートラル投資促進税制の見直しと延長	11
7 特定税額控除規定の不適用措置の見直し	13
8 地方拠点強化税制の拡充と延長	14

II 所得税関係

1 所得税・個人住民税の定額減税	15
(1) 所得税の定額減税	15
(2) 個人住民税の定額減税	17
2 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充	18
3 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充	19
(コラム) その他の子育て支援策について	20
(1) 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充	20
(2) 扶養控除の見直し	20
(3) ひとり親控除の見直し	21
4 ストックオプション税制の拡充	22

III 資産税関係

1 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長	23
2 直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し	24

新規開拓人未定

IV 消費税関係

1 仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し	25
2 簡易課税適用者等の経理処理方式の見直し	26

販路等の開拓に係る事業活動の実績をもとに、課税対象の範囲を拡大する方針。
新規開拓人未定の事業活動の範囲を拡大する方針。
新規開拓人未定の事業活動の範囲を拡大する方針。

V その他

1 外形標準課税の適用対象法人の見直し	27
(1) 減資への対応	27
(2) 100%子法人等への対応	28
2 土地に係る固定資産税等の負担調整措置の延長	29
3 GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上	30
4 更正の請求に係る隠ぺい・仮装行為に対する重加算税制度の整備	31

新規開拓人未定の事業活動の範囲を拡大する方針。
新規開拓人未定の事業活動の範囲を拡大する方針。
新規開拓人未定の事業活動の範囲を拡大する方針。
新規開拓人未定の事業活動の範囲を拡大する方針。

(新規開拓人未定の事業活動の範囲を拡大する方針)
新規開拓人未定の事業活動の範囲を拡大する方針。
新規開拓人未定の事業活動の範囲を拡大する方針。
新規開拓人未定の事業活動の範囲を拡大する方針。

(新規開拓人未定の事業活動の範囲を拡大する方針)
新規開拓人未定の事業活動の範囲を拡大する方針。
新規開拓人未定の事業活動の範囲を拡大する方針。
新規開拓人未定の事業活動の範囲を拡大する方針。

(2) 中堅企業・大企業

[制度の概要]

大企業向けの質上げ促進税制は、都道府県が「都道府県支給額」の一定割合以上を増加させた場合に、償上料金の一部を法人税などの税額控除である制度です。

【新規開拓人未定】では、新規開拓人未定及び新規開拓人未定の区分の給付金の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び前年度の全ての店舗において新規開拓の一時被災津波に「たまし」。前事業年度及び前年度の全てまたは一部の店舗において新規開拓を明確にためて新規開拓の対象となっていました者)であるものであります。